

令和2年度 岡山市中小企業支援施策のご案内

1. 岡山市中小企業融資制度

岡山市では、市内の中小企業者を対象に、生産性の向上をはかるための設備資金や運転資金のための様々な種類の融資制度があります。

○対象者となる中小企業者

資本金または出資総額が3億円(小売業またはサービス業5千万円、卸売業1億円)以下の会社または従業員300人(小売業50人、卸売業又はサービス業100人)以下の会社または個人です。

○要件

- ・本市に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有すること
- ・本市において引き続き1年以上現在の事業を営んでいること(新事業創出資金融資、創業資金融資を除く)
- ・市税を完納していること(申し込み時に納期が到来している市税)
- ・許可、認可、登録等を必要とする業種の方は、それらの許可、認可、登録等を受けていること
- ・岡山県信用保証協会の保証を受けることができること等

○融資の申し込み

申し込みは岡山県保証協会または取扱金融機関窓口へ直接お申し込みください。
・融資には、岡山市の「認定」が必要となるものがあります。

NEW

☆新設の融資制度

- ・**体質改善資金融資(新型コロナウイルス関係)**: 前年同期比売上減少5%以上の場合
- ・**事業承継資金融資**: 融資期間7年の間、利息0。※詳細は担当課までお問合せ下さい。

◆信用保証制度

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付する制度です。(岡山市の融資制度は、信用保証協会の信用保証を付することとなっています。)

○対象となる方

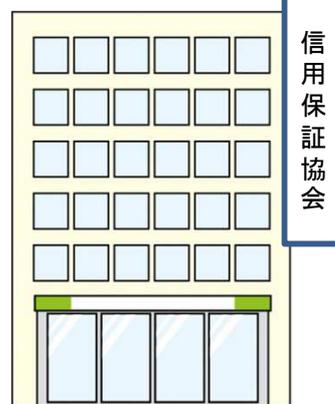
中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方)
※一部の業種を除き多数の業種が対象になります。

○内容 (保証限度額)

普通保証 2億円以内
無担保保証 8千万円以内
無担保無保証人 2,000万円以内

(保証料)

保証料は、一般保証については、年0.45%から2.2%で、一定条件を満たす場合は、保証料の割引制度があります。岡山市の中小企業向け制度融資は、保証料補助を行っておりますのでおおむね年0.45%から1.76%の保証料となっております。詳細は、お問い合わせください。



小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度について

小規模事業者の経営を支援するため、商工会議所、商工会の経営指導を受けることによって、無担保・無保証人で利用することができる「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」を利用された事業者に対し、返済利息の一部を補助する制度です。

○対象となる方

中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方) 一部の業種を除き多数の業種が対象になります。

○内容

申し込みのできる方

以下のいずれの条件も満たす人が対象となります。

- 1.岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会(東児支所を除く)、赤磐商工会(瀬戸支所に限る)のいずれかの推薦を受け、マル経融資を利用する人
- 2.市内において事業を営んでいること
- 3.市税を完納していること

○利子補給の内容

日本政策金融公庫へ支払った約定利息の初回から12回目までの年利1%相当額を補給します。ただし、延滞利息は補給対象外です。

○申請手続き

この制度を利用するためには、市への申請が必要ですが、商工会議所、商工会がとりまとめて手続きをします。申請に関することは、商工会議所、商工会まで。

NEW

なお、岡山市では、「新型コロナウイルス対策マル経」融資を受けられた小規模事業者を対象に、借入後3年間の利子補給を行い、実質金利0とします。

2. 中小企業向けの補助制度

NEW

岡山市事業承継支援事業補助金

令和2年度の募集は5月頃を予定しています

○事業の内容

後継者不在による廃業等を防止するため、また市内産業を維持する観点から、**市内事業者同士**の事業承継またはM&Aの実施に必要な経費の一部を補助します。

○補助対象者： 市内に本社を置く中小企業、小規模企業の方

事業区分	内容	補助率	限度額
(1) 事業承継の戦略策定	初期診断 課題分析・コンサルティング 事業承継計画の作成 企業価値の算出	2/3	100万円
(2) M&Aの仲介委託等	仲介・マッチングの登録 仲介委託契約等		

※専門事業者(税理士事務所、会計事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者等)に対し、事業承継等を目的として、上記(1)~(2)の事業を委託する経費とします。(令和3年2月末までに支払が完了するものに限り)

5. 認定業務

中小企業信用保険法に係る認定業務(セーフティネット保証／危機関連保証)

NEW

◆セーフティネット保証・4号 ※申請期間:令和2年6月1日まで

中小企業庁において、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して最近1カ月の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつその後の2カ月を含む3カ月間の売上高等が20%以上減少している小規模事業者・中小企業者を対象に、一般保証と別枠の限度額(2億8000万円)で融資額の100%を保証するセーフティネット4号指定が行われました。

◆セーフティネット保証・5号・イ

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者への支援措置で、指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者が対象です。セーフティネット保証・5号イに基づく認定書を添付して信用保証付融資を金融機関に申し込むと、一般枠((無担保8,000万円、有担保2億円))とは別枠保証限度額の利用が可能となります。

NEW

◆危機関連保証 ※申請期間:令和3年1月31日まで

中小企業庁において、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して最近1カ月の売上高等が前年同期比15%以上減少、かつその後の2カ月を含む3カ月間の売上高等が15%以上減少している小規模事業者・中小企業者を対象に、一般保証と別枠の限度額(2億8000万円)で融資額の100%を保証する危機関連保証指定が行われました。(一般保証やセーフティネット保証とは別枠の保証を受けることができます)

※手続き等の詳細は岡山市ホームページでご確認ください。

NEW

小規模事業者持続化補助金の新型コロナウイルス加点に係る証明書発行業務

国は、小規模事業者持続化補助金(令和元年度補正予算)の審査時に、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に加点措置を講じることとしました。

岡山市では、市内の対象事業者の方に対して、当該補助金の加点対象事業者であることの証明書を発行します。(売上高等が前年同期比10%以上減少の事業者に限る)

※手続き等の詳細は岡山市ホームページでご確認ください。



【お問い合わせ先】

岡山市産業観光局 産業振興・雇用推進課
中小企業振興室

TEL 086-803-1325 / Fax 086-803-1738

E-mail chuushou@city.okayama.lg.jp